

## 告 訴 状

千葉県内の全警察署、長官に直送する予定で、平成22年6月 日

警察署長 殿

告訴人 住所 〒131-0034  
東京都墨田区堤通2-3-1-1208  
氏名 大 高 正 二  
電話 090-3223-2780

私は2009年6月30日に千葉西警察署により不当(公務執行妨害罪)に逮捕され、同年7月11日まで、12日間拘留された。それに依り、社会的信用を失い、名誉毀損され、肉体的、精神的に苦痛を受けた。不当逮捕である事は、不起訴処分で釈放されている事で証明されている。

事件は、千葉西警察署、刑事課、大城係長が主導し、実行したものであるが、多くの警察官が関与している事から、千葉西警察署による、組織的な犯罪です。事件を捜査し、関係者の処罰を要求します。

私は、2009年6月30日に(株)千葉興銀本店前で、拡声器を使い「詐欺、横領、恐喝を働く千葉興業銀行！脅し取った1400万円、利息をつけて返せ！」と呼び掛けていた。そこへ、10名の警察官が来て、「うるさいから止めさせろ」との匿名電話が入ったから、「マイク放送を止めなさい」と私のマイク放送を止めさせようとした。私は警察から“街宣許可”を受けており、既に16日間、同様のマイク放送をして、地域の人々からの苦情は、ボリューム、放送時間帯など全て話し合いで解決した上で行なっていた為「匿名電話の主と話し合いさせて下さい。円満に解決します」と警察官に頼んだ。しかし、「匿名だから名前は言えない」として教えて貰えなかった。其の為、其の俣マイク放送を続けた。私のマイク放送には違法性は有りません。警察に何回も告訴したが千葉興銀に対する告訴を受け付けてもらえなかった。警察は犯罪捜査規範63条違反です。被害者が犯罪者に被害額の返還を求める事は当然の事である。合法行為である。千葉興銀は犯罪に対する法の裁きを未だに受けていない。

其のうち、マイク放送を止めない私の右手(マイクを握っている手)を一人の警察官が強く掴んだ。私は其の手を手前に引いて手を振り解いた。すると、「公務執行妨害だ！」と声が掛かり、私が不当に逮捕されたものである。

警察の取り調べに対して、「警察のどのような公務を妨害したのか」「違法行為をしていない者の手を強く握る事は、警察官の職権乱用、暴行凌虐だろう」と原告は何回も抗議したが、其れに対し何も回答されませんでした。